平成３０年度青森県「地域の６次産業化」中核プレーヤー育成支援事業公募要領

○　はじめに

県では、農林水産業者等が取り組む６次産業化は、農林水産物の高付加価値化、経営の多角化、所得向上及び雇用創出などにつながる有効的な手段であることから、取組を推進しているところです。

６次産業化の取組を県内に広く波及していくためには、農林水産業者等が地域の食品加工業者や流通販売業者と互いの強みを生かした農商工連携などにより、地域全体で収益力を高めていく「地域の６次産業化」を進める必要があります。

このため県では、農林水産業者等からの加工品製造を受託する取組を支援するため、事業者を公募します。

１　補助対象者

県内の農林水産業者、農業協同組合、漁業協同組合、公社、食品加工業者

２　支援する取組

新たな受託加工の取組により地域内連携が促進されることで地域の６次産業化の拡大につながる次の(１)の取組、又は(１)の取組と(２)の取組を併せて行う取組を支援します。

（１）新たな受託加工技術を活用した商品化の試作

試作に伴う加工機材のリースによる導入に要する経費、会議費、資料印刷費、通信運搬費、包装費、検査分析費（衛生検査、成分分析、残留農薬分析等）、ラベル等作成費、専門家指導料など

（２）加工技術の習得や人材の育成

　　　　加工技術（知識）等研修費、研修会への旅費など

注１）支援する取組は、新たな加工技術を活用した取組に限ります。

注２） (２)の取組のみの場合は、支援対象とはなりません。

３　採択要件

補助事業の対象者は、以下の要件を全て満たす必要があります。

（１）青森県内の農林水産物を原料として受託加工を行っている又はこれから受託加工を開始すること。

（２）加工機材をリース契約する場合は、事業実施年度の翌年度から２年以内に当該リースした機材を使用して食品加工を受託すること。

（３）地域の需要にあった受託加工のための計画であること。

（４）事業を行う意志及び計画があり、事業を適正に実施できる能力を有していること。

（５）事業に係る経理や事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であり、事業全体及び補助金の適正な執行に責任を持つことができる者であること。

（６）宗教活動もしくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者(候補者を含む)や政党などを推薦、支持もしくは反対する目的の団体又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある法人や個人でないこと。

（７）国税及び県税等の税金の滞納がないこと。

４　補助対象経費

補助対象となる経費は、２の支援する取組に係る以下の経費とします。なお、経費のうち消費税に相当する額は補助対象外とします。

加工機材のリースによる導入に要する経費、原材料費、会議費、資料印刷費、通信運搬費、包装費、検査分析費（衛生検査、成分分析、残留農薬分析等）、加工技術等研修費、ラベル等作成費、旅費、専門家指導料等（ただし、販売・販路開拓等に関わるものを除く。）

５　補助金の額

（１）補助対象経費のうち加工機材をリースにより導入する場合に当該加工機材の物件価格の４分の１に相当する額及びリース経費以外の経費の合計額の２分の１に相当する額の合計額又は１，５００千円のいずれか低い額以内の額を補助します。

（２）補助金額の確定に際しては、計画申請時の経費総額を超過した分の経費については補助対象とはなりませんので、申請にあたっては十分に御留意ください。

６　申込方法

事業計画を別紙様式に記載し、下記の書類を添付のうえ、「青森県農林水産部総合販売戦略課　あおもり食品産業振興グループ」に持参又は郵送してください。

（１）食品加工の取組概要が分かる資料（事業届出書、定款、登記事項証明書など）

（２）加工機材をリースする場合は、相手先とのリース契約書（案）

（３）その他知事が必要と認める書類

７　申込にあたっての留意事項

（１）提出書類等に不備又は不適当な事由があると、選定の対象外となる場合がありますので、書類の作成にあたっては十分に御留意ください。

（２）提出書類等は、事業採択の有無に関わらず返却いたしません。なお、提出書類等は、秘密保持に充分配慮するものとし、審査以外の目的には使用いたしません。

８　事業計画の選定

（１）事業計画は、提出された書類及び面談等により審査します。

（２）審査の結果、補助対象とならない場合があります。

（３）必要に応じて別途資料の提出を求める場合があります。

（４）選定結果については、申込者に文書でお知らせします。

（５）選定された取組については、事業者名、事業テーマ、取組内容等を「あおもり食産業支援サイト」等において公表する場合があります。

９　スケジュール

（１）募集期間：　平成３０年１１月２１日（水）～１２月２１日（金）

　　　　　　　　　　　ただし、予算上限に達した場合は、募集を終了します。

（２）審　　査：　随　時

（３）事業開始：　交付決定後

（４）事業完了期限：　平成３１年３月３１日まで

（５）補助金交付：　事業完了後

10　お問い合わせ先

　　本事業の内容及び申込に関する質問は、下記の機関にお願いします。

機 関 名：　青森県農林水産部総合販売戦略課　あおもり食品産業振興グループ

住　　所：　〒030-8570　青森市長島１－１－１

電話番号：　０１７－７３４－９４５６

Ｆ Ａ Ｘ：　０１７－７３４－８１５８

11　その他

（１）選定された取組については、県が行うイベントへの参加やサンプル品の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いします。

（２）応募用紙は「あおもり食産業支援サイト」からダウンロードできますので、御利用ください。（http://www.aomori-shokusangyo.com/）

（別紙様式）

平成　　年　　月　　日

　青森県知事　三　村　申　吾　殿

郵便番号

　 住所

　 名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

平成３０年度青森県「地域の６次産業化」中核プレーヤー育成支援事業計画書

　このことについて、事業を実施したいので、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

１　事業目標

２　事業計画書

　　別添のとおり

（別添）

平成３０年度青森県「地域の６次産業化」中核プレーヤー育成支援事業計画書

１　事業申請者の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業実施主 体 名 |  | 代表者名 | ※　事業者名と同じ場合は、記載不要。 |
| 担当者名 | ※　代表者名と同じ場合は、記載不要。 |
| 所 在 地 | 〒　　－　　　　 |
| 電　　話 |  | * Ａ Ｘ
 |  |
| Ｅメール |  |
| 経営状況 | ※　業種、構成員数（法人の場合）、主な事業内容、経営規模、受託加工実績の有無等について記載してください。 |

２　事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 目　　標 | ※　取組の具体的な目標を記載してください。 |
| 取組内容 | ※　取組の概要を記載してください。 |
| 受託加工連携相手先 | ※　加工品開発や受託加工等で他事業者と連携する場合は記載してください。 |
| 指導機関等 | ※　指導・研究機関、指導企業などがある場合は記載してください。 |
| その他（特記事項等） |  |

注）取組内容のわかりやすい資料があれば添付すること。

３　受託加工実績及び計画

|  |  |
| --- | --- |
| 受託加工実績 | ※　過去３年間又は直近の受託加工実績１０件について、委託者名：市町村名、受託加工の内容、数量等を記載してください。 |
| 受託加工計画 | ※　今後３年間の受託加工計画を作成し、委託者名：市町村名、受託加工の内容、数量等を記載してください。 |
| 受託請負の範囲 | ※　「近隣の○○市、○○町に限る。」「青森県内全域。」「地域を限定しない。」などを記載してください。 |
| その他（特記事項等） |  |

４　事業費の内訳　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(単位：円)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内　容 | 単　価 | 数　量 | 計 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |

※　欄が足りない場合は、適宜追加すること。

　　加工機材をリースする場合には、相手先とのリース契約書(案)を添付すること。